

令和3年第9回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年8月24日(火) 午前10時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舛 澤 誠 一
6 番 細 川 仁
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
9 番 山 崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 藤 村 博 志
雫 石 福 崎 公 博
雫 石 徳 田 雅 博
御 所 吉 田 光 彦
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 柿 木 一 明
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
西 山 朝 賀 重 雄
御明神 南 野 久 晃
御明神 木 村 久 雄
御明神 夷 森 和 人
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 雫 石 田 村 國 彦
御明神 伊 藤 庄 一

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第7 議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
係 長 高 橋 直 也
主 任 川 村 佳 樹

開会時刻 午前10時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員16名、計27名です。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第9回雫石町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

只今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては2番、山本長栄委員、藤村博志推進委員、吉田光彦推進委員、砂壁純也推進委員が行っております。

農地の現状変更に関する工事完了届提出に係る現地調査報告を、吉田光彦推進委員をお願いします。

吉田 推進委員

番号1について調査報告をいたします。場所は諸般の報告の5ページにあります『現状変更完了:〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約900mに位置する場所です。現地を確認したところ、計画のとおり工事が完了していることを確認しました。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

8番 木村委員

現地の状況は、どういう状況で仕上がっていますか。

事務局

計画区域全体に〇〇を敷き詰めて、重機で下の土と混ぜていました。〇〇を作付け予定との事で、一回蒔いたそうですが、上手く付かずもう一度やるそうで、計画通り完了しているのを確認しました。

8番 木村委員

〇〇と元の土を混ぜただけで、その上に土を入れたという事ですか。現地は上からも水が流れてきて膝までくるそうなので、それだけで農地改良になったのでしょうか。盛土を入れなくても何とかなる状態でしたか。

事務局

〇〇と土を混ぜただけで、その上に土は被せていませんでした。直ぐに耕作出来る状態ではなかったですが何年か経って落ち着けば耕作出来るかもしれません。周りの排水は脇を流れるようにしていました。

吉田推進委員

現地を確認してきましたが、先ほど事務局から説明があったとおり、計画どおり整備されていきました。ただ、〇〇の量が非常に多く、水捌けは良くなっているかもしれませんが、あのままでは作物は育ちづらいのではと思いました。ですので、これから表面に土を混ぜていけば農地にはなると思います。今後も農地パトロールで見ながら、整備の状態など指導していけば良い農地になると思います。

議 長

〇〇さんには耕作できる状態にするよう継続して指導していきたいと思います。木村委員よろしいですか。

8 番 木村委員

わかりました。

議 長

他にございませんか。

(なし)

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、零石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め会議録署名人には10番、八丁野よし子委員、11番、坂下千枝子委員、書記には事務局の高橋係長、川村主任を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。この総会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田12筆、畑1筆、面積計26,841.

3㎡について、〇〇と農業者年金継続受給のため、使用貸借の更新をしようとするものであります。

番号2、〇〇が所有する、田1筆、面積1,640㎡について、買戻しの要望により〇〇と売買しようとするものです。以上説明いたしました案件に係る調査書を5ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を2番、山本長栄委員、番号2を吉田光彦推進委員にお願いします。

2番 山本委員

現地調査全般についてご報告いたします。8月18日、第3班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人又は借受人に係る申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

次に番号1について報告いたします。場所は総会資料19ページの『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約400mの場所と、同じく〇〇から南へ約100mの場所、〇〇から北へ100m向かった場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の1～6ページをご覧ください。本件は農業者年金に係る使用貸借の再設定でございますが、適正に利用されておりましたので、再設定後も問題なく利用されるものと思われます。

吉田 推進委員

番号2について報告いたします。場所は総会資料19ページの『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約600m向かった場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の7～8ページをご覧ください。本件は土地の売買ですが、昭和45年に〇〇さんが負債整理を行った際に財産を失ってしまい、〇〇さんに当該農地を譲り渡していたそうですが、今回、その農地を買い戻すとの事です。現地の状況は雑草一面でしたが、売買後は除草をした後、野菜を生産する計画とのことで問題ないものと思われます。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

 日程第4議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

 許可申請事項について説明いたします。

 番号1、〇〇が自己所有地、田3筆、面積計930㎡を、農業用施設用地として〇〇及び〇〇等整備のため転用しようとするものであります。本件は、農振法に規定する農用区域内の農地であります。同法の農用地利用計画において農業用施設用地に指定されており、農地転用許可基準を満たしているものと思われま。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に本案件の現地確認委員の報告を砂壁純也推進委員にお願いします。

砂壁 推進委員 番号1について報告いたします。場所は総会資料19ページの『4条：〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約200mの場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の9～14ページをご覧ください。現地の状況は保全管理されている状態でした。本件は〇〇さんが自己所有地に〇〇や〇〇等の整備を行う計画ですが、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められることから、許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

 (議案書朗読説明)

 許可申請事項について説明いたします。番号1と2は同一事業でございます。番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積527㎡及び、番号2、〇〇が所有する畑1筆、面積598㎡について、〇〇整備のため、〇〇関係の会社を経営する〇〇と売買しようとするものです。両案件について、申請農地は市街地に近接した小集団の農地であることから第2種農地に区分され、代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告を藤村博志推進委員にお願いします。

藤村 推進委員 番号1と2については、転用事業者が〇〇さんであり、それぞれ渡し人が異なりますが、共通の事業ですので併せて報告いたします。場所は総会資料19ページの『5条:〇〇・〇〇』と『5条:〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約100m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の15～22ページをご覧ください。現地の状況は保全管理されている状態でした。本件は〇〇さんが経営する〇〇の事業拡大を図ることに伴い自己所有地に隣接する農地を転用し、会社で取り扱っている商品の企業向けセミナーや家族向けイベントの開催をする計画で申請されたものです。計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められることから許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。

質疑、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

1番と2番は、売買の金額がそれぞれ〇〇万円となっていますが、合わせて〇〇万円になるのか、両方で〇〇万円という事なのでしょう。それから、通路がどちらも61㎡となっていますが、〇〇が通路になっていると思いますので、面積はこれでいいですか。

事務局

工事費はそれぞれ〇〇万円です。総額が〇〇万円です。通路は両方合わせて61㎡となります。参考資料1を見て頂ければ〇〇と〇〇に跨った通路になっています。

議長

ほかにございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題とします。この議案については農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限の議案審議がありますので、利用権設定の番号1から番号3、一括方式の番号1から番号6までと、番号7と、番号8から9までを分割して審議したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、利用権設定の番号1から3、一括方式の番号1から6までを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1、〇〇が所有する田2筆、面積計4,683㎡、

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積457㎡を、〇〇と。

番号3、〇〇が所有する畑1筆、面積21,770㎡を、〇〇とそれぞれ利用権を再設定しようとするものであります。

次に一括方式について説明します。こちらの議案は農地中間管理機構たる(公社)岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものであります。

番号1、〇〇が所有する田9筆、面積計82,289㎡、

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積3,343㎡を、〇〇に。

番号3、〇〇が所有する田5筆、面積計10,897㎡を、〇〇に。

番号4、〇〇が所有する田3筆、面積計4,891㎡を、〇〇に。

番号5、〇〇が所有する田3筆、面積計6,541㎡を、〇〇に。

番号6、〇〇が所有する田2筆、面積計3,610㎡を、〇〇に、中間管理事業の一括方式によりそれぞれ新たに利用権を設定するものです。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、利用権設定の番号1から3、一括方式の番号1から6まで原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第4号、利用権設定の番号1から3、一括方式の番号1から6まで原案のとおり決定いたしました。

次に、一括方式の番号7を議題とします。この議案については7番、堂屋剛委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局

番号7、〇〇が所有する田2筆、面積計5,223㎡を、〇〇に中間管理事業の一括方式により新たに利用権を設定するものです。本案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしており許可相当であると認められます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定の一括方式の番号7について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第4号、一括方式の番号7は原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員着席)

議 長 次に、一括方式の番号8、9を議題とします。この議案については私に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席します。尚、議長は雫石町農業委員会規程第4条により、会長が欠けたときは会長の職務代理者が職務を代理するとありますので、木村正美会長職務代理者に議長をお願いします。

(岡森喜与一会長退席、木村正美会長職務代理者議長席に着席)

議 長 岡森喜与一会長が退席しましたので暫時議長を務めます。一括方式の番号8、9について事務局の説明を求めます。

事務局 番号8、〇〇が所有する田5筆、面積計5,009㎡、
番号9、〇〇が所有する田9筆、面積計17,251㎡を、〇〇に中間管理事業の一括方式によりそれぞれ新たに利用権を設定するものです。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定の一括方式の番号8、9について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第4号、一括方式の番号8、9は原案のとおり決定いたしました。

(木村正美会長職務代理者自席へ移動、岡森喜与一会長着席)

議 長 日程第7、議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本議案は、今年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、7月22日に開催した農地有効利用検討会において「非農地」と判定した農地の所有者から「非農地証明願」が提出されたことから、非農地判断の可否についてお諮りするものですが、今回お諮りする案件が1件の理由は、昨年度重点的に調査し本年3月から非農地判断を進めてきた〇〇の仮登記関連の農地の最後の一筆であり、所有者との調整がついたため先行してお諮りするものです。

番号1、〇〇が所有する畑1筆2,752㎡について、農地は山林化している状況であり、利用状況調査班において昨年度から継続して非農地と判定している所です。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午前10時50分

以上が令和3年8月24日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 8 月 24 日 開催

議長 会長

議事録署名人 10番

11番
